

暴排措置対象法人等でないことの誓約書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者氏名

下記事項について、真実に相違ありません。

なお、このことに疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。

また、当該照会において確認された情報を、今後、当団体が貴県と行う他の契約等における確認のために利用することについて、同意します。

記

当団体は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）
- (2) 役員等が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人その他の団体
- (4) 役員等がその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。以下同じです。）を利用している法人その他の団体
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人その他の団体

注 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

イ 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含みます。）をいいます。）

ロ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他イに掲げる者と同等の責任を有する者